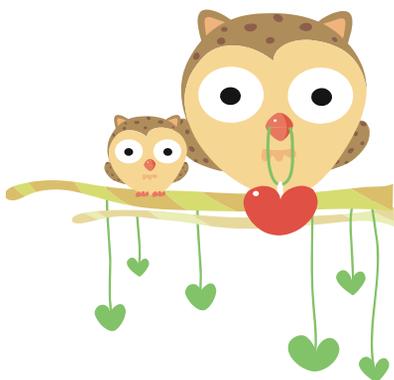
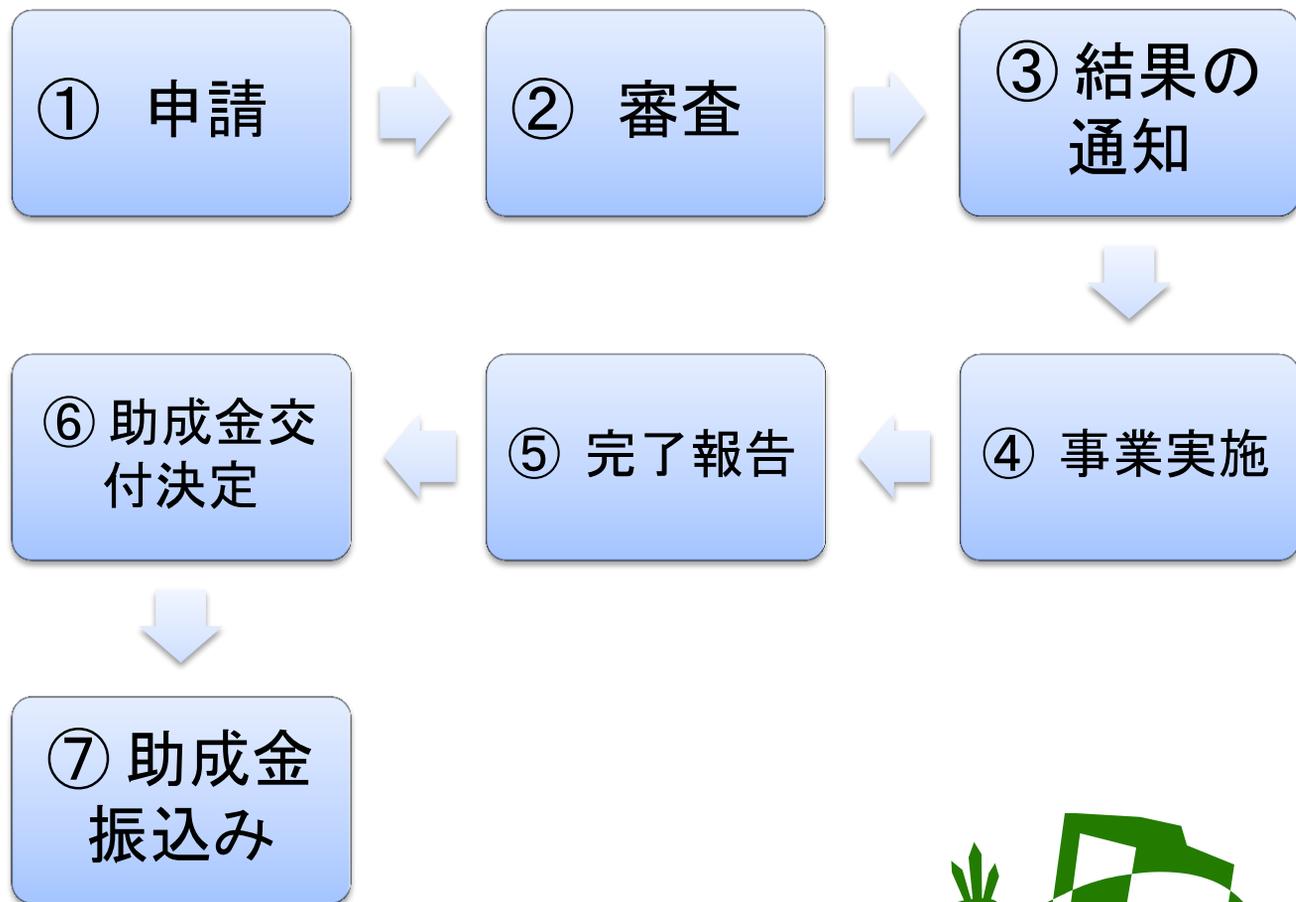


助成金申請ガイドブック



公益財団法人 明石会

助成事業は次のような流れで進んでいきます。



目 次



1.対象となる団体	1
2.対象となる事業	1
3.審査の視点	1
4.助成金の上限金額・補助率	1
5.対象となる経費	1
6.対象となる事業の実施期間	2
7.申請手続き	2
8.結果の通知	2
9.留意事項	2
10.お問合せ先	3

1.対象となる団体

1. 愛知県内における身体障害者、知的障害者が自立して社会生活を営むための事業又は活動をする団体
2. 愛知県内における老人福祉に関する事業又は活動をする団体

2.対象となる事業

1. 愛知県内における身体障害者、知的障害者が自立して社会生活を営むための事業又は活動
2. 愛知県内における老人福祉に関する事業又は活動

3.審査の視点

以下の事項を総合的に判断します。

- ① 対象となる団体が対象となる事業を行っていること
- ② 事業又は活動の内容が明確であり、事業又は活動の内容を具体的に報告できること
- ③ 事業を行うことで、団体の公益活動が拡大・発展することが期待できる事業

4.助成金の上限金額・補助率

助成金の上限金額は一事業又は一事業に対する活動ごとに20万円を限度とします。

5.対象となる経費

対象となる経費は、助成事業の実施に必要な経費とします。
※費目は各団体の会計規則などにあわせてご記入下さい。経費は以下の例を参考にしてください。

費目(例)	内容
人件費	事業を実施するために直接必要なアルバイト等の経費
諸謝金	講師や通訳など外部の専門家に対する謝金
旅費交通費	事業を実施するために必要な出張旅費や交通費など
委託費	調査研究、情報公開のための成果物の電子化経費など事業の一部を他に委託する費用
消耗什器備品費	事業に直接必要な機材や備品等の購入費
印刷製本費	ポスター・パンフレット等のコピー・印刷など
通信運搬費	郵送料、宅配便代など
会議費	会場借用料、会場設営費用、委員会や各種会議での茶菓子代など
広告宣伝費	実施事業の開催告知などを、新聞・雑誌等で広告するための費用
事業管理費	事業を実施する上で必要な事務局人件費・諸経費
雑費	少額かつ上記経費項目に含めることができない諸経費

6.対象となる事業の実施期間

翌事業年度の4月1日以降に開始し、3月31日までに完了することを原則とします。

7.申請手続き

下記連絡先へ郵送にて申込み下さい。

申請書をお送り致しますので、必要事項を記入し申請期限内に郵送して下さい。

※ご提出いただいた資料は返却いたしませんのでご了承ください。

応募申請書 送付依頼先

〒443-0059

愛知県蒲郡市本町10番7号

財団法人 明石会

(助成金申請書(募集要項)資料請求と記入して下さい)

申請受付開始

12月上旬～翌年1月中旬まで

具体的な期間は、毎年ホームページにて公開します。

8.結果の通知

1月下旬頃に文書をもって、採否の結果をお知らせします。それ以前の採否のお問い合わせはお答えできませんのでご了承ください。

9.留意事項

助成事業の完了後は、期限として事業年度末(3月)までに事業完了報告書(収支計算・領収書を含む) をご提出いただきます。

なお、3月中に実施の事業または活動については、実施後速やかに事業完了報告書をご提出いただきます。

財団法人 明石会

<事務局>

〒443-0059

愛知県蒲郡市本町10番7号

TEL 0533-68-7131

FAX 0533-68-7135

助成金の応募等についてのご質問は
下記までお問い合わせください。

助成金担当 大須賀

連絡先 090-8499-7407